

令和6年度第1回 公正採用・雇用促進会議 中学校・高等学校・他府県関係専門委員会 会議録

1 日時 令和6年7月17日(水) 10:00~12:00

2 場所 大阪府庁 分館A棟3階 共用会議室(A3-9)

3 概要

(1) 開会の挨拶(府教育庁教育振興室高等学校課 北村参事)

(2) 委員自己紹介

(3) 議事

①前回会議(令和6年2月26日開催)について

事務局(高等学校課 今谷主任指導主事)より、資料の8~9ページまでの概要を報告

②報告【中学校】

事務局(小中学校課 森山首席指導主事)より、資料12ページの概要を報告

③報告【高等学校課】

事務局(高等学校課 今谷主任指導主事)より、資料14~18ページまでの概要を報告

④委員からの意見等

【委員】

16ページ啓発指導の方針案については、表示記号が変わっただけではなく、判断基準を明確にし、従来の判断基準とは異なると理解してよいのか。

【事務局】

従来の判断基準は、明確なものがなかった。事務局が過去の事例を基に、この程度ならA、A'などの判断をしていた。近年は、ほぼ全てAとなっている。文書の保存年限等もあり、過去のものは、記録として残っていないことから、そのものさしを残していくことも難しい状況である。そのような状況の中で、判断基準を「見える化」し、一定の基準として運用をできればと考えている。

【委員】

前回の会議で報告があった、No.9、No.12の事例は、この判断基準に合わせるとどうなるのか。

【事務局】

今回の会議に至るまで、2回の会議(行政四者、拡大行政四者)を経ている。それらの会議において、委員の皆様のご意見を伺って決めていく。事務局としては、過去の3年に指導歴があるかを見た

うえで、事務局としての、A、B、Cのどれに該当するか原案を考え、行政四者、拡大行政四者会議での委員の皆様のご意見を伺い決めていく。

【委員】

従来の表示記号では、A'やCは、10年近くなかったわけであるが、そのような状態は今後改善されるのか。

【事務局】

生起する事象によるところである。問題性の高い事象が起これば、新しい基準であるB、Cとなることは十分に考えられる。

【委員】

前回の会議でも指摘させていただいたが、これまで、委員を20年近く経験する中で、Cに該当する内容は覚えている。経営者が受験生を見下したような態度をとった事例で、大きな問題であると感じた。それ以外の事例は、過去10年すべてAとなっている。きめ細やかな指導を考えるとAの中でもランクをわけ、これまでとは違った指導をしていくという時期にきていると考える。それらのことを踏まえ、新しい基準であるB、Cの判断をしていただきたいと考える。

【委員】

Bの継続指導事業所の位置づけはどういったものか。Aの要指導事業所にランクされた事業者は継続してみいく必要があり、Bは基準として必要なのか。そのことを検証できるのは、1年後であり、次年度も違反事象を繰り返した場合は、継続指導事業所というよりも特別指導事業所のCでもよいと考える。

【事務局】

今のご意見では、2年続けて問題事象を起こしてしまった事業所は特別指導事業所であるCにあげてよいのではないかとということか。

【委員】

特別指導事業所であるCの指導の方針は、行政四者等による特別の指導をおこなうとともに公共職業安定所により継続して指導・啓発をおこなう事業所となっている。Bは基準として、必要ないのではないかと。翌年、改善されれば、A、改善されなければCでよいのではないかと考える。

【事務局】

ここ近年の運用状況としては、A'がなく、新しい基準で運用してみないと課題もみえてこない。実際に運用する中で、委員の皆様からのご意見を基に検討していければよいと考えている。

⑤報告【高等学校課】

事務局（高等学校課 今谷主任指導主事）より、資料 19～24 ページまでの概要を報告

⑥委員からの意見等

【委員】

複数回の面接方法を変更するとあるが、公正採用に係る事業所としての姿勢は改善されたのか。

【事務局】

職安から報告の中に、すでに推進員、補助員を選任している事業所である。面接を実施する者が選任しているわけではなかった。そのため、職安からも面接を行う者を補助員にするように指導していただいた。また、選考の方法を変更するため、推進員はこのままとし、面接の啓発動画も視聴するよう指導していただいている。

⑦報告【労働環境課】

事務局（労働環境課 中西主事）より、資料 26～27 ページまでの概要を報告

⑧令和 5 年度 第 2 回 公正採用・雇用促進会議 職業能力開発専門委員会

事務局（人材育成課 池口総括主事）より、資料 29～33 ページまでの概要を報告